

1 社盛医発第 3 5 3 号
令和 2 年 2 月 3 日

医療機関院長 殿

盛岡市医師会
会長 和田 利彦

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（その 4）

今般の新型コロナウイルス感染症について、厚生労働省は、これまで新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義を「武漢市への渡航歴」もしくは「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある、としておりましたが、感染拡大を受けて 2 月 1 日付でその定義が武漢市を含む「湖北省」に変更となりましたのでお知らせいたします。

なお、各変更点に関しては、岩手県医師会より別添の通り最新の情報提供がありましたので、確認の上、ご対応くださいますようお願いいたします。

新型肺炎有症者の対応について、発熱（37.5 度以上）かつ呼吸器症状があり、発症から二週間以内に下記のいずれかに該当する患者さんが受診した場合は、盛岡市保健所へご連絡をお願いします。

- ・ 武漢市を含む湖北省への渡航歴。
- ・ 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

盛岡市保健所 電話 019-603-8308（保健予防課感染症対策担当）

受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで

夜間・休日は盛岡市役所代表電話(651-4111)「感染症担当」にご連絡ください。

これまでにお送りした新型コロナウイルス関連文書

	題名	日付
その 1	新型コロナウイルスに関連した肺炎に関する情報について	1/28
その 2	新型コロナウイルスに関連する掲示用の資料について	1/31
その 3	新型コロナウイルス感染症に係る対応について	2/1
その 4	新型コロナウイルス感染症に係る対応について（本文書）	2/3

【医療機関の皆様へ】

●発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状があり、発症から二週間内に、

1.『~~武漢市への渡航歴がある~~』 【変更前】

『武漢市を含む湖北省への渡航歴がある』 【変更後】

または

2.『~~武漢市への渡航歴があり~~』 【変更前】

『武漢市を含む湖北省への渡航歴があり』 【変更後】

「発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。」に該当する
患者が受診した場合は、最寄りの保健所へご連絡をお願いします。

●発熱患者には事前電話予約の上、インフル疑いの場合は受入れて
インフル検査を、新型コロナを疑う場合は保健所へ相談。

※他の患者への安全措置はもっともですが、安易な受診拒否は避け
ていただきますようご理解をお願いいたします。

◆本県の場合は『発熱かつ呼吸器症状を有する中国からの観光客で、インフルエンザでない人』には注意を要すると考えます。

◆疑わしい場合、保健所に連絡するとともに、インフルエンザ患者同様の待合室対応と、院内消毒の徹底を願います。

連絡・相談窓口一覧

担 当	電 話	所管地域
盛岡市保健所 保健予防課	019-603-8308	盛岡市
岩手県 県央保健所 保健課	019-629-6562	八幡平市、岩手郡、紫波郡
岩手県 中部保健所 保健課	0198-22-4952	花巻市、遠野市、北上市、西和賀町
岩手県 奥州保健所 保健課	0197-22-2831	奥州市、金ヶ崎町
岩手県 一関保健所 保健課	0191-26-1411	一関市、平泉町
岩手県 大船渡保健所 保健課	0192-27-9922	大船渡市、陸前高田市、住田町
岩手県 釜石保健所 保健課	0193-25-2710	釜石市、大槌町
岩手県 宮古保健所 保健課	0193-64-2211	宮古市、下閉伊郡（普代村除く）
岩手県 久慈保健所 保健課	0194-53-4987	久慈市、普代村、洋野町、野田村
岩手県 二戸保健所 保健課	0195-23-9206	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町
岩手県庁 医療政策室 感染症担当	019-629-5472	全県域